

入 札 説 明 書

令和8年10月26日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 青森県防災ハンドブックリーフレット
- (2) 数 量 538,000部
- (3) 規 格 等 印刷物仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和8年12月28日
- (5) 納入場所 納品先一覧のとおり
- (6) そ の 他 見本を会計管理課物品調達グループで縦覧する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目「A01 オフセット印刷」が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があり、かつ、製造に必要な機械器具設備を有していることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされてい

る者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（２）入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第３－１号及び第３－２号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第５号様式）により通知する。

ア 提出期限 令和８年１１月６日 １２時００分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ 提出部数 １部

４ 契約条項等を示す場所等

（１）契約条項等を示す場所 ３の（２）のイに定める場所に同じ。

（２）契約条項等を示す期間 令和８年１０月２６日から同年１１月１２日まで

５ 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）を持参、郵便又はメール（メールが使用できない場合はファクシミリも可）により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

（１）提出期限 令和８年１０月２日 １２時００分

（２）提出場所 ３の（２）のイに定める場所に同じ。

６ 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

（１）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

（２）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

７ 入札及び開札に関する事項

（１）日時 令和８年１１月１３日 １１時３０分

（２）場所 青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県庁舎 会計管理課入札室
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

（３）入札保証金 免除する。

（４）入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

（ア）制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

（イ）委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第６条（Ｂ）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

（ア）入札年月日

（イ）あて名は、「青森県知事」とする。

（ウ）入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

（エ）入札金額

（オ）品名

（カ）数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者、最低制限価格制度を適用する場合に失格となった者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格制度を適用する。

※ 令和8年4月1日から最低制限価格の算定率が変わりました。

詳細は青森県庁ホームページ（会計管理課「物品調達・入札情報」）をご確認ください。

予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 その他

一括委任又は一括下請負の禁止

契約を締結する印刷の請負について、一括して第三者に行わせることはできない。

10 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担 当 主事 田中 健太

電 話 017-734-9104

ファックス 017-734-8019

メールアドレス kenta_tanaka@pref.aomori.lg.jp

印刷物仕様書

品 名	青森県防災ハンドブックリーフレット										数 量	538,000	
発注部署	危機管理局 防災危機管理局 防災企画G						担 当	太田		電 話	017-734-9181		
印刷種別	☐ 冊子 ☐ チラシ ☒ リーフレット ☐ パンフレット ☐ ポスター ☐ その他 ☐ 封筒 ☐ ハガキ ☐ カード ☐ 賞状 ☐ 複写帳票 ()												
規 格	展 開	☒ 有 ☒ A ☐ B		3	判	(よこ mm×たて mm)							
	仕 上	☐ 有 ☐ A ☐ B			判	(よこ mm×たて mm)							
	封 筒	☐ 角 ☐ 長 ☐ 洋			号	(よこ mm×たて mm)							
版 下	表 紙			本 文			中 扉						
	☒ D T P			☒ D T P			☐ D T P			☐ D T P			
	☐ 写 植			☐ 写 植			☐ 写 植			☐ 写 植			
	☐ ダイレクト (複写)			☐ ダイレクト (複写)			☐ ダイレクト (複写)			☐ ダイレクト (複写)			
入稿形態	アナログ	文字原稿	☐ 無 ☐ 生原稿		枚								
		写 真	☐ 無 ☐ 紙焼		点 ☐ ポジ		点 ☐ ネガ		点				
		イラスト	☐ 無 ☐ 原画		点 ☐ トレース		点 ☐ 書き起し		点				
	デジタル	入稿媒体	☐ F D ☒ C D - R ☐ M O ☐ その他 ()		枚								
		使用OS	☐ Win ☒ Mac ☐ その他 ()		Ver.								
		文字原稿	☐ 無 ☐ テキスト ☐ その他 (使用ソフト) ()		Ver.								
		写 真	☐ 無 ☐ 有		点 保存形式 ()		dpi						
		レイアウト	☐ 無 ☒ 有		使用ソフト (Adobe Illustrator)		Ver.						
		イラスト	☐ 無 ☐ 有		使用ソフト ()		Ver.						
		フォント											
校 正	3 回			色校正		☐ 無 ☐ 本紙 ☒ 簡易							
印刷版色 及び ページ数	表 紙			背表紙	☒ 無 ☐ 有		表面		色	裏面		色	
	本 文	2 頁		両面フルカラー		表面	4	色	裏面	4	色		
		頁				表面		色	裏面		色		
		頁				表面		色	裏面		色		
	本文合計	2 頁		見返し	☒ 無 ☐ 有								
	中 扉	枚				表面		色	裏面		色		
		頁				表面		色	裏面		色		
用 紙	表 紙		本 文		見 返 し		中 扉						
			マットコート										
			kg		110	kg			kg	色数			kg
製 本	☐ 無線綴 ☐ 針金中綴 ☐ アジロ綴 ☐ 糸かがり ☐ 表紙くるみ ☐ 糊付け ☐ バラ												
	☒ 2ツ折 ☐ 3ツ折 ☐ 観音折 ☐ DM折 ☐ 穴あけ 穴												
	天のり (マーブル)				枚/冊	☐ 複写 (マーブル)				枚	組/冊		
	☐ その他 ()												
納入期限	令和 8 年 12 月 28 日												
納入場所	別紙納品先一覧のとおり							分納	☐ 無 ☒ 有		40	カ所	
電子納品	☒ 無 ☐ HTML ☐ PDF 備考												
そ の 他 特記事項	・デザイン及び仕様色 (合計6色) は、見本のとおり。 ・業者決定後、担当者と確実に連絡を取ること。 ・別紙納品先一覧及び必要部数のとおり、仕分け、梱包し納品すること。 ・三沢市納品分は、別紙のとおり配布用、市役所保管用で仕分けし、納品すること。 ・印刷物の著作権は、青森県に帰属する。										仕様書最終確認		
											担当者所属・氏名 防災危機管理課 主事 太田 匠音		
校正完了	月 日 責任者 ⑩			月 日 責任者 ⑩			月 日 責任者 ⑩			連絡先 017-734-9181			

青森県防災ハンドブックリーフレット 必要部数

	市町村名	必要部数（部）		市町村名	必要部数（部）
1	青森市	135,028	21	板柳町	4,400
2	弘前市	53,300	22	鶴田町	4,400
3	八戸市	110,000	23	中泊町	4,700
4	黒石市	10,726	24	野辺地町	5,300
5	五所川原市	22,700	25	七戸町	6,750
6	十和田市	27,300	26	六戸町	3,000
7	三沢市	19,488	27	横浜町	1,630
8	むつ市	21,200	28	東北町	5,600
9	つがる市	12,000	29	六ヶ所村	4,900
10	平川市	12,400	30	おいらせ町	11,219
11	平内町	4,700	31	大間町	2,423
12	今別町	1,200	32	東通村	2,770
13	蓬田村	871	33	風間浦村	830
14	外ヶ浜町	2,550	34	佐井村	850
15	鰺ヶ沢町	3,758	35	三戸町	3,550
16	深浦町	3,250	36	五戸町	5,700
17	西目屋村	450	37	田子町	2,000
18	藤崎町	5,200	38	南部町	7,000
19	大鰐町	3,600	39	階上町	4,500
20	田舎館村	3,000	40	新郷村	810
			－	予備分(県庁保管)	2,947

三沢市配布分については、下記のとおり
配布世帯分、市役所保管分で仕分けをお願いしたい。

■配布世帯分：10,193 部

■市役所保管分：9,295 部

各市町村配布分 535,053 部

県保管分 2,947 部

計 538,000 部

	納品場所	住所
1.青森市	ワイエス株式会社ミッド事業部 青森営業所	青森市新城福田57
2.弘前市	サンライズ産業株式会社	弘前市大字賀田1丁目7－1
3.八戸市	株式会社ミッド八通 村井様	八戸市内丸1丁目1-45
4.黒石市	黒石市産業会館 広報情報システム課	黒石市大字市ノ町5-2
5.五所川原市	有限会社アート印刷	五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-7
6.十和田市	青森県 危機管理局 防災危機管理課	青森市長島1丁目1-1
7.三沢市	三沢市役所 防災危機管理課	三沢市桜町1丁目1-38
8.むつ市	協同印刷工業株式会社	むつ市金曲一丁目15-8
9.つがる市	つがる市役所秘書政策課	つがる市木造若緑61-1
10.平川市	平川市役所本庁舎 1 階	平川市柏木町藤山25-6
11.平内町	平内町役場	東津軽郡平内町大字小湊字小湊63
12.今別町	今別町役場	東津軽郡今別町大字今別字今別167
13.蓬田村	蓬田村役場	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干126番地1
14.外ヶ浜町	外ヶ浜町役場	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44番地2
15.鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町役場	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321
16.深浦町	深浦町役場 総務課	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2
17.西目屋村	西目屋村役場	西目屋村大字田代字神田57
18.藤崎町	藤崎町総務課防災係	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地
19.大鰐町	大鰐町役場 総務課	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5 － 3
20.田舎館村	有限会社 新和印刷	平川市日沼富田24-6
21.板柳町	板柳町役場	北津軽郡板柳町大字板柳字土井 2 3 9 － 3
22.鶴田町	鶴田町役場 印刷室	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 2 0 0 番地 1
23.中泊町	中泊町役場	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209
24.野辺地町	野辺地町役場	上北郡野辺地町字野辺地 1 2 3 番地 1
25.七戸町	七戸町役場本庁舎	上北郡七戸町字森ノ上131-4
26.六戸町	六戸町総務課	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60
27.横浜町	横浜町役場	上北郡横浜町字寺下35番地
28.東北町	東北町役場	上北郡東北町上北南四丁目32-484
29.六ヶ所村	六ヶ所村役場総務課デジタル化推進室	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475
30.おいらせ町	おいらせ町役場	上北郡おいらせ町中下田135-2
31.大間町	大間町役場	下北郡大間町大字大間字奥戸下道 2 0 番地 4
32.東通村	東通村役場	下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34
33.風間浦村	風間浦村役場	下北郡風間浦村大字易国間字古野44-7
34.佐井村	佐井村役場	下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地
35.三戸町	三戸町役場 総務課	三戸郡三戸町大字在府小路町 4 3
36.五戸町	五戸町役場	三戸郡五戸町字古館 2 1 番地 1
37.田子町	田子町役場	三戸郡田子町大字田子字天神堂平81
38.南部町	南部町役場	三戸郡南部町大字平字広場28-1
39.階上町	階上町役場 総務課	三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87
40.新郷村	新郷村役場 総務課	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10
※予備分	青森県 危機管理局 防災危機管理課	青森市長島1丁目1-1

※十和田市納品分については、来年度配布予定のため青森県庁へ納品、保管

(別紙) 入札書参考書式

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名
(委任代理人

⑩
⑩)

入 札 書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
(税抜)									

品 名 青森県防災ハンドブックリーフレット

数 量 5 3 8 , 0 0 0 部

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先
メールアドレス

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和 8 年 1 0 月 2 6 日
品 名	青森県防災ハンドブックリーフレット
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先
メールアドレス

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和8年10月26日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 品 名 青森県防災ハンドブックリーフレット
- 2 業者番号及び等級格付
(業者番号： 、等級格付：)
- 3 登録営業品目

- 4 申請日現在の指名停止措置の有無
有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 県内に本店を有していること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

- 2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

令和8年10月26日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品 名 青森県防災ハンドブックリーフレット

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機 種	規 格	納入年度	納入先	納入数量	備 考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

機械器具設備状況一覧表

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

機 械 器 具 設 備 状 況 一 覧 表

商号又は名称						
所在地	本 店		従 業 員 (パート 内書き	営 業 人 ()	生 産 人 ()	管 理 人 ()
	工 場					計 人 ()

区分	種 類		取得年	区分	種 類		取得年
組 版	編 集 機	M a c	台	印 刷	平版印刷機	判 色	台
		W i n	台			判 色	台
	卓上スキャナ		台			判 色	台
	プ リ ン タ ー		台			判 色	台
	そ の 他		台			判 色	台
			台			判 色	台
			台			判 色	台
			台			判 色	台
			台			判 色	台
			台			判 色	台
製 版	出 力 機	C T P	台		オ フ 輪 機	判 色	台
		フィルム	台			判 色	台
	カ ラ ー 校 正 機		台			判 色	台
			台			判 色	台
	ス キ ャ ナ		台		フ ォ ー ム 凸	色	台
			台			色	台
	刷 版 焼 付 機		判 台			色	台
			判 台			色	台
	自 動 現 像 機		判 台			色	台
			判 台		フ ォ ー ム オ フ	色	台
	そ の 他		台			色	台
			台			色	台
			台			色	台
			台			色	台
			台			色	台
製 本	裁 断 機		台	そ の 他 特 殊 設 備 関 係	そ の 他	色	台
	折		台			色	台
	丁 合 機		台			色	台
	無 線 綴 機		台			色	台
	針 金 綴 機		台		U V 装 置		台
	ミ シ ン		台			コーナークット	台
	穴 あ け 機		台			ファイルホール	台
	そ の 他		台			J P ミ シ ン	台
			台			コ レ ー タ ー	台
			台			バ ス タ ー	台
			台			シ ー ト カ ッ ト	台
			台			ブ ッ キ ン グ	台
			台			圧 着 機	台
			台				

注 1 取得年欄は、リース契約の場合は契約年を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4縦長とする。

青森県出納局会計管理課長

令和 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

1 品 名
青森県防災ハンドブックリーフレット

2 入札参加資格の有無

有

無（理由）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求められます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 青森県防災ハンドブックリーフレット
入札（見積り）期日 令和8年11月13日
入札（見積り）場所 青森県庁舎 出納局会計管理課入札室

印刷製本契約書

収 入
印 紙

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

受注者

上記当事者間において、印刷製本のため、次のとおり（ただし、第3条（ ）及び第15条（ ）を除く。）契約を締結した。

（印刷製本の内容）

第1条 発注者は、次に掲げる印刷製本（以下「印刷製本」という。）を受注者に注文し、受注者は、これを請負した。

- （1）品 名 青森県防災ハンドブックリーフレット
- （2）数 量 538,000部
- （3）規格等 別紙印刷物仕様書のとおり

（請負代金）

第2条 請負代金は、金 円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

（契約保証金）

第3条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第3条(B) 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、印刷製本の請負を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（成果品の納入期限等）

第6条 成果品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- （1）納入期限 令和8年12月28日
- （2）納入場所 別紙納品先一覧のとおり

2 受注者は、前項の納入期限までに成果品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

(校正)

第7条 受注者は、発注者の校正を校了又は責了まで受けるものとする。

(検査)

第8条 受注者は、印刷製本が完了した場合は、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内において発注者が指定する日に、発注者の指定する場所で受注者の立会いのもとに成果品の検査を行うものとする。

3 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、直ちに印刷し直す等の上、改めて発注者の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(引渡し)

第9条 受注者は、前条の検査に合格したときは、成果品の引渡しをするものとする。

(所有権の移転時期)

第10条 成果品の所有権は、前条の引渡しがあった時、発注者に移転するものとする。

(請負代金の支払)

第11条 受注者は、第9条の引渡しを完了した後、請求書により発注者に請負代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により第6条第1項の納入期限までに成果品を納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金（既納部分に係るものを除く。）の額につき年3.0パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、請負代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第13条 受注者は、納入した成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めに負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の納入期限までに成果品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
 - (2) 第4条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (4) 第6条第1項の納入期限までに成果品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第14条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名あて人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名あて人に対する当該排除措置命令のすべてが確定したとき）。
- (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名あて人となっていない場合にあっては、当該納付命令の名あて人に対する当該納付命令のすべてが確定したとき）。
- (3) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を

提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

- (4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者(受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(契約保証金の帰属)

第15条(A) 発注者が、第14条の規定によりこの契約を解除したときは、第3条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第15条(B) 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の100分の5に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として、受注者から徴収する。

- 2 発注者は、前項の違約金を、請負代金より控除することができるものとする。この場合において、なお不足がある場合は、別に徴収するものとする。

(損害賠償)

第16条 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

第16条の2 発注者は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第17条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記1「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県知事 宮 下 宗 一 郎 

受注者 印

別記 1

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第 3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第 5 受注者は、受注者の事務所（工場及び発注者の指示又は承認がある場合にあっては、当該指示又は承認に係る場所を含む。）において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第 7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第 8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第 9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第 10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。